

## 令和2年度当初予算債務負担行為の概要

事業名	担当課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市用瀬町運動公園の管理運営費	都市環境課

[単位:千円]

限度額	期間	財源内訳				
		国	県	起債	その他	一般財源
801	令和3年度～5年度					801

### 【事業の目的】

地方自治法第244条の2第3項、鳥取市用瀬町運動公園の設置及び管理に関する条例及び鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例の規定に基づき指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の創意と工夫に基づいた管理運営における質的向上と効率化を図る。

### 【事業の内容】

指定管理者に以下の業務を委託する。  
 鳥取市用瀬町運動公園の管理に関する業務。  
 鳥取市用瀬町運動公園の運営に関する業務。  
 鳥取市用瀬町運動公園におけるスポーツ事業に関する業務。

### 【これまでの関連する取組み】

平成18年度から指定管理者制度へ移行している施設であり、施設の維持管理及び運営を委託し、管理者の自主事業を展開している。

- 現指定管理者 株式会社よろずや
- 現指定管理料 R1 18,850千円 R2 19,023千円 R3 19,023千円  
R4 19,023千円 R5 19,023千円

令和2年4月に予定されている簡易水道統合による水道料金の統一に伴い、当該増加部分が上記債務負担行為額超過となるため、債務負担行為を追加するもの。

### 【今後の取組み】

- 2月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは、下記のとおりです。
- ① 令和2年3月:基本協定書に基づき指定管理料変更協議。
  - ② 令和2年4月:年度協定締結